

関西医療大学における公的研究費使用に関する行動規範

関西医療大学（以下、「本学」という。）において研究に携わる研究者及び事務職員等は、公的研究費が国民の税金に由来するものであり、高い倫理性を発揮して適正に使用しなければならない。その不正使用の社会に及ぼす影響が大きく、重い責任があることを自覚しなければならない。

ここに、公的研究費の適正な執行を確保するための基準となるべき行動規範を定め、一人ひとりがこれを自覚・実践し、最大限の研究成果をあげ、その成果を社会に還元するよう努力するものとする。

- (1) 公的研究費を適正に使用・管理し、最大限の研究成果を上げるために努力しなければならない。
- (2) 公的研究費の使用にあたっては、関係する法令や規則、本学が定める規程等を遵守し、適正に行わなければならない。
- (3) 公的研究費にかかる学内説明会や文部科学省等が主催する説明会に積極的に参加し、使用ルールや関係法令等の理解に努めなければならない。
- (4) 研究者と事務職員は相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用防止に努めなければならない。
- (5) 研究者は公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識しなければならない。
- (6) 研究者は研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- (7) 事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。